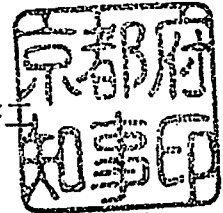


1 危 第 1 1 3 号
平成 2 1 年 4 月 2 2 日

京都府国民保護協議会
会長 山田 啓二 様

京都府知事 山田 啓二



京都府国民保護計画の変更について（諮問）

京都府国民保護計画の変更について、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号）第 37 条第 3 項の規定により諮問します。

京都府国民保護計画変更の概要

1 国民保護計画変更点

○ 国民保護に関する基本指針の変更（H20.10）に伴うもの

▶ 現地関係機関による現地調整所の設置について記載

- ・ 現地関係機関の活動を円滑に調整するため、府、市町村が現地調整所を設置すること等について新たに記述する。

▶ 国や市町村との合同対策協議会について記載

- ・ 国の現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等により開催する合同対策協議会について新たに記述する。

京都府国民保護計画・新旧対照表（案）

番号	頁	項目等	現行	変更後	変更理由
1	49	第3編武力攻撃事態等への対処 第1章実施体制の確立 第2事態認定後の体制	<p>(記載なし)</p> <p><u>4</u> 府対策本部長の権限 (略)</p> <p><u>5</u> 府対策本部の運営に係る留意事項 (略)</p>	<p><u>4</u> 現地調整所の設置 府又は市町村は、<u>国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</u></p> <p><u>5</u> 府対策本部長の権限 (略)</p> <p><u>6</u> 府対策本部の運営に係る留意事項 (略)</p>	<p>基本指針変更（現地関係機関の活動を円滑に調整するため、府、市町村が現地調整所を設置すること等について新たに記述する。）</p>
2	53	第3編武力攻撃事態等への対処 第2章関係機関相互の連携 1 国の対策本部との連携	<p>1 国の対策本部との連携 府は、国の対策本部と、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行うと共に、<u>国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなど、国の対策本部との緊密な連携を図る。</u></p>	<p>1 国の対策本部との連携 府は、国の対策本部と、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。<u>また、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなど、国の対策本部との緊密な連携を図ると共に、国の現地対策本部と関係地方公共団体の対策本部等により開催される合同対策協議会に参加する。</u></p>	<p>基本指針変更（国の現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、国の現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等により開催する合同対策協議会について新たに記述する。）</p>